

確認書 (令和8年度)

新規

※以下は保育所（園）等利用に関する重要事項となります。内容を必ずご確認の上チェック（✓）してください。

1. 申請		
1	保育所入所には、保育を必要とする事由とその証明書が必要です。保育を必要とする事由がない方は入所できません。	<input type="checkbox"/>
2	支給認定申請書は、提出により保育所等入所の予約や確定をするものではありません。	<input type="checkbox"/>
3	締め切りまでに提出された書類で審査をします。締め切りを過ぎて提出された書類や、提出時に未記入となっている部分については入所審査に考慮いたしません。	<input type="checkbox"/>
4	事実婚と認められる家庭状況の場合、同居の世帯員を父または母とみなし、選考および算定に加えます。	<input type="checkbox"/>
5	就労証明書に不備があった場合は、会社にお問い合わせさせていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
2. 入所決定		
1	国が定めた基準（定員等）に基づいて行うため、保育所等の状況により、希望する施設に入所できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	利用調整は選考基準にそって順次行うため、先着順ではありません。また知人の紹介、希望順位などにより優先されることは一切ありません。	<input type="checkbox"/>
3	4・5月入所の場合は、入所内定の可否は2月下旬頃にお知らせします。6月以降入所の場合は、入所希望月の前月5日までにお知らせします。	<input type="checkbox"/>
4	ならし保育のために入所日を繰り上げることはできません。入所日以前に必要な場合は一時預かりをご利用ください。	<input type="checkbox"/>
5	保育時間（標準時間、短時間）の決定は通勤時間＋勤務時間を目安とします。規定の保育時間帯を超えて利用が発生した場合は延長料金がかかります。	<input type="checkbox"/>
6	保育料の滞納のある世帯は、入所決定の際に不利になる場合があります。	<input type="checkbox"/>
3. 保育料		
1	保育料の納付期限（口座振替日）は月の末日です。（月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）	<input type="checkbox"/>
2	市町村民税が未申告の場合は保育料の算定ができないため、最高額での算定となります。	<input type="checkbox"/>
3	父母（ひとり親家庭は父または母）の所得金額の合計が48万円未満のときは、保育料の算定に同居の世帯員の所得を加えます。（住民票上の世帯にかかわらず、同一住所は同居とみなします。）	<input type="checkbox"/>
4	保育料滞納について、督促状の送付や、市から連絡や訪問を行う場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	保護者に保育料の誤納または過納があった場合は、未払いの保育料（過去の未払い保育料を含む）にこれを充当し、年度内に充当しきれなかったものについては還付します。	<input type="checkbox"/>
4. 認定変更		
1	就労状況、家庭状況などが変わった場合は、手続きが必要な場合がありますのでこども政策課へ必ずお知らせください。手続きなく変更が判明した場合や申請内容と事実が異なる場合は、支給認定及び保育所等の利用決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
2	課税状況に修正等があった場合は、その確認ができた翌月分より保育料を変更します。さかのぼっての変更はいたしませんので、修正申告等されたときはお知らせください。	<input type="checkbox"/>
5. その他		
1	入所後、毎年12月に次年度継続利用の申請書類（現況届、就労証明書等）を提出いただきます。年度ごとに書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>

保育所等利用の案内、入所に関する書類は全て読み、内容を理解しています。
また、上記項目について確認、理解、了承したうえで、保育所等の入所申込をします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____